平成２５年（フ）第２７号
福島県郡山市並木５丁目12番地の11
債務者　本間　和枝
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
神戸市長田区房王寺町６丁目２番５号　ヴェラス長田110号
債務者　原　　久子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８４号
兵庫県三田市南が丘１丁目25番13号　304号
債務者　福永　一夫
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１７号
神戸市北区有野台４丁目20番の17
債務者　上山　笑子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０号
山口県岩国市麻里布町５丁目11番７―203号
債務者　政兼　　望
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第３号
長崎県対馬市美津島町尾崎137番地
債務者　手束　秋夫
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
山口県下関市稗田町２番11号
債務者　森中　順子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
北九州市八幡西区永犬丸４丁目15番７号202号
債務者　森　　直希
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字上蟹田６番地８コーポ黒田第３　１－１
債務者　黒田　徳悦
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番15―708号15棟708号
債務者　中田　保男
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８７号
大阪市平野区瓜破２丁目６番15―405号　山本方
債務者　馬場﨑裕子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０４号
大阪府八尾市美園町１丁目50番地の５　美園ハイツ105号
債務者　田中　由加
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２９号
大阪府寝屋川市池田本町18番27号
債務者　山谷　玉美
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９４号
大阪府枚方市春日東町２丁目20番５号
債務者　有馬千佳子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５１号
大阪市中央区谷町５丁目４番１―404号
債務者　永野　智也
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５７号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―1114号
債務者　達石めぐみ（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５９号
大阪府八尾市本町６丁目13番17―103号
債務者　桜井　祥晴
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４６０号
大阪府寝屋川市石津中町３番23号
債務者　青戸惠實子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部